

「自立」につながる復興施策展開の基本的考え方

- 28年度以降の「復興・創生期間」における復興施策は、復興の新たなステージにおいて、被災地の「自立」につながる施策にしていく必要。日本の再生と成長を牽引し、地方創生のモデルとなることを目指す。
- 復興の新たなステージにおいて生じる様々な課題に的確に対応し、復興支援を充実させるため、「自立」につながる施策展開の基本的考え方について、以下に示す。

施策展開その1 緊急対応から新たなステージへの対応へ

(1) 被災者支援の充実

一時的・緊急的な対応であった雇用創出事業は終了。他方、復興の新たなステージで課題となる「見守りや心のケア」「コミュニティ再生」「避難指示区域内の警備」等の具体的なニーズに対応すべく、被災者支援を充実。

⇒ 被災者健康生活支援総合交付金を中心とした各種支援制度の見直し、整理・統合を28年度予算編成で検討。その際、孤立しがちな被災者自身が、地域のコミュニティ再生の担い手になるなど、被災者自身のやる気を生み出す方を検討。

(2) NPO等の活用

平成27年度まで復興事業により育成した組織(NPO等)や人材が、自治体と連携して自立的かつ継続的に復興に向けた取り組みを実施するための仕組みの構築

(3) 復興交付金の活用の促進

① 効果促進事業の活用による、地域の課題への対応の強化

地域の課題への対応を進め、被災地の自立につなげるため、復興交付金効果促進事業、特に一括配分され被災自治体の手元にありながら、まだ使い道の決まっていない約2,000億円の資金を活用。

そのため、市町村の計画策定への支援体制を強化。具体的には、

- ・ 効果促進事業により実施可能な事業メニューをパッケージ化し、被災自治体へ提示(例:地方創生に向けた計画の策定、産業振興の調査、企業用地の整備、少子・高齢化に対応したまちづくりの方策、農水産物の販路開拓)。
- ・ 更に、復興庁・復興局に担当者を置き、市町村をまたぐ横串を入れ、有用な活用を促進する。

② 防集元地の有効活用の支援

- ・ 防集移転元地等において、地域の企業や観光・漁業資源などの地域資源を活用して自立を図る意欲的な取り組みを復興交付金等により支援。
- ・ 具体的な土地利用の計画に基づき、防集移転元地と民有地が混在する区域において、土地の交換・取得による敷地の整序・集約化を図りつつ、産業用地・道路等の整備を支援。復興庁・復興局の担当者が、市町村をまたいで情報収集・提供を行い、土地利用の計画策定を支援。

③ 入札不調への機動的対応

復興交付金事業の入札不調への一段の対策として、復興交付金効果促進事業(一括配分)として被災自治体に積み立てている資金を活用。

施策展開その2 単なる復旧から新たな取組へ ～「まちなぎわいを取り戻す」～

(1) グループ補助金の支援の拡大

グループ補助金の内容を「復旧型」から「チャレンジ型」にシフト。ハード整備に加え、新たなチャレンジに必要なソフト経費も支援対象に追加。(新分野事業の支援、27年度～)

(2) 水産加工業の販路開拓等の強化

復興水産加工業販路回復促進事業により、販路開拓、新商品開発等のソフト支援を強化(個別指導及びセミナー等の開催、加工機器の整備等、27年度～)

(3) 専門家の活用による企業支援の強化

企業の事業活動の本質的課題の解決に向け、市場調査、事業プロデュース、商業施設開発、研究開発、生産性向上、財務強化、知的財産等の分野において知見を有する専門家を活用したソフト支援を強化。(専門家やアドバイザーの派遣等、27年度～)

施策展開その3 地方創生に向けた支援へ ～「ふるさとを取り戻す」～

○ 「新しい東北」の実現に向けた多様な主体間の連携。先導的取組の横展開

- ① 「新しい東北」官民連携推進協議会を設置し、震災復興に取り組む多様な主体間の連携を推進。「新しい東北」の実現に資する先導的な取組を横展開。
- ② また、協議会の下に設置した「地域づくりネットワーク」の活動の一環として、国の地方創生施策を被災自治体を被災地内で幅広く展開。

(先行事例)

- ・ 仙台市が被災地で初めて地方創生特区に指定(27.3)。企業やNPO法人設立手続きの迅速化、女性の社会参加促進などを通じて、震災からの復興を後押し。
- ・ また、石巻市は、地方創生に向け、地域再生計画を作成(27.1)。復興事業で整備した施設を活用し、定住人口や交流人口の増加を図る。